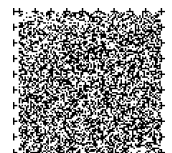




資料編

|| 1 策定経過

年月日	内容
令和2（2020）年 7月3日～7月27日	刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定にか かるアンケート調査の実施
令和2（2020）年7月31日	第1回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和2（2020）年8月21日	第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会
令和2（2020）年10月8日	第2回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和2（2020）年10月23日	第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会
令和2（2020）年12月1日 ～令和3（2021）年1月4日	パブリックコメントの実施
令和3（2021）年1月14日	第3回刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策 定部会
令和3（2021）年1月20日	第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷 市障害児福祉計画懇話会



2 懇話会

(1) 懇話会設置要綱

刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会設置要綱
(設置)

第1条 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

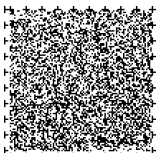
(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

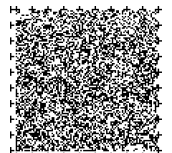
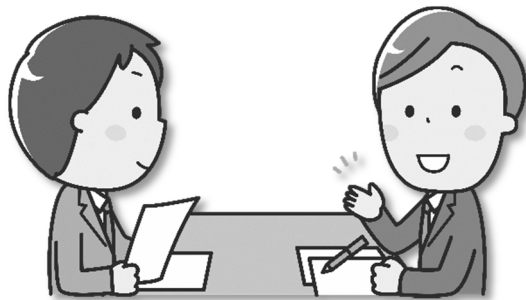
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

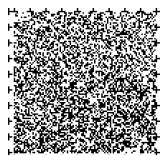
附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



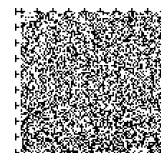
(2) 懇話会名簿

団体等名	役職等名	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	酒 井 寿 人	
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子	
刈谷市ボランティア連絡協議会	顧問	塚 本 秀 子	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	渡 邊 一 史	
衣浦東部保健所	健康支援課長	木 戸 美代子	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	福 島 洋 子	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	

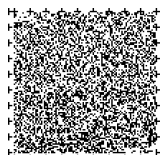


3 用語解説

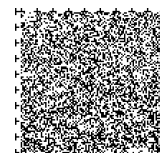
用語	内容
医療的ケア	一般的に学校や自宅などで日常的に行われる、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理などの医療行為。
刈谷市障害者自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりについて検討・協議を行う場として刈谷市が設置している協議会。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障害	直接的な他害（かみつき、頭突きなど）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持など）、自傷行為が著しく高い頻度で起こるため、特別な支援を必要とする状態。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
児童発達支援センター	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
児童福祉法	昭和22（1947）年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。 18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業などについて定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」などについて規定している。



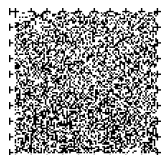
用語	内容
社会的障壁	障害者基本法第2条において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重症心身障害	発達期までに生じた重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1～区分6の障害支援区分が定められている。
障害児相談支援事業者	障害のある子どもが利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行う事業者。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	平成18(2006)年12月13日に国連総会で採択された。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置などを規定している。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成17(2005)年に成立した障害者自立支援法が平成24(2012)年に改正され、平成25(2013)年4月1日から施行された法律。この法律は、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人及び障害のある子どもが身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等による支援を総合的に行うことを目的としている。
障害福祉サービス	障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる自立支援給付で、介護の支援を受ける介護給付や訓練の支援を受ける訓練等給付などがある。



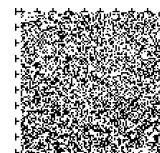
用語	内容
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級～6級の等級が定められている。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級～3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結などを行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援などの機能をもつ場所や体制。主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて障害のある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により行う事業。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
通級指導教室	小、中学校に通う障害のある児童生徒が、通常学級に在籍しながら、それぞれの障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
特定相談支援事業者	計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び通常の相談支援を行う事業者。特定相談支援事業者の指定は市町村が行う。
特別支援学級	障害のある児童生徒を対象に、小、中学校に障害の種類ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。



用語	内容
特別支援学校	障害のある幼児・児童生徒に対して幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準ずる教育を行うとともに障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身に付けることを目的とする学校。
特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいこと、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具	障害者の円滑な日常生活を支援するための用具。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の6種目がある。
ノーマライゼーション	障害のある人と障害のない人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方。
発達障害	生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常と異なる障害。自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のもののだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。



用語	内容
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援したりする活動。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた障害のある子どもを持つ親。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりする活動を行う。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設などに通う障害のある子どもに対して、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からA～Cの判定が定められている。



4 市内事業所の状況

種類		事業所数			
		2018年度	2019年度	2020年度	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	16	18	20
		重度訪問介護	16	18	20
		同行援護	8	7	8
		行動援護	1	0	0
	日中活動系サービス	生活介護	8	8	9
		自立訓練 (機能訓練)	0	0	0
		自立訓練 (生活訓練)	1	2	2
		就労移行支援	3	3	3
		就労継続支援A型	5	5	5
		就労継続支援B型	9	11	13
		就労定着支援	0	1	2
		短期入所	4	4	5
	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	4	4	5
		施設入所支援	2	2	2
	相談支援	計画相談支援	4	4	4
		地域移行支援	2	2	2
地域定着支援		2	2	2	
地域生活支援事業	移動支援	12	11	12	
	地域活動支援センター	2	2	2	
	移動入浴	2	2	2	
	日中一時支援	2	3	3	
障害児通所支援等	児童発達支援	8	8	8	
	放課後等デイサービス	17	16	17	
	保育所等訪問支援	2	2	2	
	障害児相談支援	3	2	2	

※各年度4月1日現在

